

しあわせ共感
安心のまち
つるがしま
の実現に向けて

令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。
市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の
実現に向けた取組などをお知らせします！



女性センタートイレ

公共施設のトイレに非接触型の サニタリーボックスの設置を進めています

感染症対策として、市内公共施設（市役所、女性センター、市民センター）に設置しているサニタリーボックスを非接触型タイプに入れ替えました。
非接触型のサニタリーボックスを設置することにより、感染症流行の中でも、安心して市内公共施設を利用することができます。
また、病気などにより、尿取りパットを使用している方が安心して外出していただけるよう、女性センターや市民センターの男性トイレ個室にサニタリーボックスの設置をしています。
市では今後も、誰もが利用しやすい公共施設の環境づくりを進めていきます。

第26回参議院議員通常選挙の結果

問合先 選挙管理委員会

参議院埼玉県選出議員選挙

投票率 53.10% (50.25%)

当選	候補者名	得票数
○	関口 まさかず	7,771票 (727,232.241票)
○	西田 まこと	5,118票 (476,642票)
○	高木 まり	4,518票 (444,567票)
○	上田 きよし	4,495票 (501,820票)
	加来 たけよし	3,103票 (324,476票)
	梅村 さえこ	2,322票 (236,899.750票)
	西 みゆか	1,368票 (121,769票)
	さかうえ ひとし	968票 (89,693票)
	高橋 やすし	184票 (22,613票)
	池 高生	162票 (7,178票)
	みなと 侑子	154票 (15,389票)
	河合 ゆうすけ	144票 (18,194票)
	宮川 なおき	90票 (12,279票)
	小林 宏	88票 (13,966票)
	堀切 笹美	61票 (8,588票)

※（ ）は、埼玉県全体の投票率と得票数です

参議院比例代表選出議員選挙

投票率 53.09% (50.25%)

名簿届出政党等の名称	得票数
自由民主党	9,659票 (968,639票)
立憲民主党	4,157票 (411,217票)
公明党	4,040票 (375,250票)
日本維新の会	3,856票 (384,661票)
日本共産党	2,461票 (246,299票)
れいわ新選組	1,703票 (163,629票)
国民民主党	1,689票 (181,603票)
参政党	973票 (96,195票)
社会民主党	949票 (77,033票)
NHK党	675票 (67,155票)
ごぼうの党	99票 (11,282票)
幸福実現党	79票 (9,204票)
日本第一党	74票 (7,460票)
維新政党・新風	62票 (6,508票)
新党くにもり	41票 (3,511票)

※（ ）は埼玉県の投票率と得票数です。
得票数は、小数点以下を切り捨てて表記しています

医療費助成制度の現物給付方式(窓口払い不要)を
県内全域に拡大します

問合先 こども支援課子育て支援担当、障害者福祉課障害者福祉担当

こども医療費・重度心身障害者医療費は令和4年10月から、ひとり親家庭等医療費は令和5年1月から、現物支給方式を県内全域に拡大します。「受給者証」を提示することで保険診療の一部負担金を窓口で負担することなく受診できます。

これに伴い、新しい受給者証を発送します。

こども医療費、重度心身障害者医療費

発送時期 9月下旬

ひとり親家庭等医療費

発送時期 12月下旬

※ ひとり親家庭等医療費および重度心身障害者医療費該

当者は所得審査を行い、審査結果は郵送によりお知らせします

※ 医療機関などによっては現物給付に対応していない場合もあります(詳しくは医療機関などにご確認ください)。

この場合は、これまで同様に窓口で一部負担金を支払い、領収書を添付の上、市役所への申請が必要です

また、ひとつの医療機関で1か月の医療費が2万1000円以上の場合も現物給付はできません。所要の手続き後、市役所に申請となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

子育て世帯物価高騰対策支援
臨時給付金を支給します

問合先 こども支援課子育て支援担当

市独自の子育て世帯物価高騰対策支援臨時給付金を支給します。

給付内容

対象児童1人あたり1万円

支給対象者

①原則、令和4年6月30日現在において、鶴ヶ島市で18歳以下の児童を養育している方

②令和4年7月1日から12月31日までに出生した児童(出生の日以後初めてされる住民

基本台帳への記録が鶴ヶ島市となる児童)を養育している方

給付金の受取方法

児童手当などを受給している方は、申請不要です。申請が必要な方は、対象児童あてに市から申請書を郵送します。



詳細はこちら

住民税非課税世帯臨時特別給付金の
申請期限を延長します

問合先 福祉政策課給付金担当

令和4年度分の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の申請書(確認書)提出期限を1か月延長し、「10月31日(月)まで」とします。未提出の方はお早めにお願ひします。

※ この給付金は1世帯1回限りです。令和3年度分および家計急変世帯分で、すでに給付を受けている方は対象に

マイナンバーカードの申請支援を行います

問合先 市民課住民記録担当

会場	月日	時間
		会場・日時
ワカバウオーク	9月 4日(日)	10時30分～16時30分
北市民センター	9月 2日(金)	9時30分～11時30分
西市民センター	9月 7日(水)	
南市民センター	9月 8日(木)	
富士見市民センター	9月 9日(金)	
大橋市民センター	9月15日(木)	
東市民センター	9月16日(金)	

マイナンバーカードの申請支援を行います。

は郵送されたQRコード付き個人番号カード交付申請書・本人確認書類(運転免許証など顔写真付きのものは1点、保険証や年金手帳など顔写真付きでないものは2点確認となります)

※ 予約は不要です。その場でマイナンバーカードは発行できません。カードができるまで、1か月ほどかかります

マイナポイント第二弾が始まっています

対象は、9月30日(金)までにマイナンバーカードの申請をした人になります。マイナンバーカードの申請はお早め



詳細はこちら

競争入札参加資格審査申請の受付を行います

問合先 財政課契約担当

令和5・6年度に市が発注する建設工事、設計・調査・測量および土木施設維持管理の競争入札参加資格審査申請の本受付を行います。

【新規申請】
申請期間 9月1日(木)～22日(木)
申請方法 申請書類を県総務部入札審査課へ郵送(消印有効)

【更新申請】
申請期間 ①建設工事のみ申請する場合 10月5日(水)～11月25日(金)

り災証明書を発行しています

問合先 危機管理課防災危機管理担当

7月12日の記録的な大雨により、市内では、道路冠水、床下浸水などの被害がありました。

市では、風水害や地震などの自然災害で、住家や家財などに被害を受けた方に「り災証明書」などを発行しています(老朽化、メンテナンス不良などは対象外)。

証明書は、公的な支援や税の減免、火災保険の保険金などを取得するために必要になる場合があります。証明書の必要性は、事前に保険会社などにご確認ください。

申請期間 災害が発生した日から3か月以内

申請に必要なもの

- ・被害状況の写真
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など)
- ・その他、市で必要と判断するもの

手数料 無料

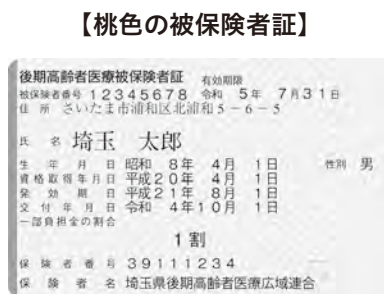
申請窓口 危機管理課



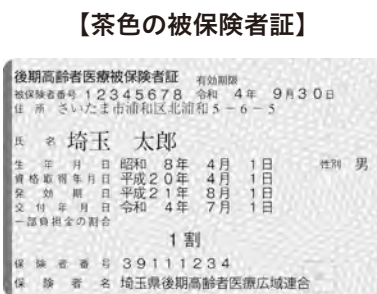
県HPはこちら

窓口負担割合見直しによる後期高齢者医療被保険者証を発送します

問合先 保険年金課高齢者医療担当



10月1日から使用



有効期間は9月30日まで

令和4年10月1日以降、医療費の窓口負担割合が1割の方のうち、一定の所得のある方は窓口負担割合が2割になります。これに伴い、後期高齢者医療被保険者証の一斉更新を行います。

現在お使いの茶色の被保険者証の有効期間は、9月30日までです。

10月1日から使用する桃色の被保険者証を9月末までに送付します。



県後期高齢者医療広域連合HP
はこちら



市HPはこちら

※ 被保険者証は簡易書留(転送不要)で送付します。ご家庭の事情により、住民登録上の住所以外に送付を希望する場合は、送付先変更届が必要になります

詳しくは、担当までご連絡ください。

制度改正の趣旨などの問い合わせは、国と県が開設しているコールセンターへ。

【国】後期高齢者医療負担割合コールセンター
受付日時 月～土曜日9時～18時
☎0120・002・719

【県】埼玉県後期高齢者医療広域連合
受付日時 月～金曜日8時30分～17時15分
☎0120・085・950

老齢年金を受給されている皆さまへ

問合先 保険年金課国民年金担当

老齢年金は、雑所得として所得税や住民税の課税対象とされており、年金の支払者である日本年金機構は、年金支払の際には、所得税を源泉徴収することが義務付けられています。

老齢年金を受給している方は源泉徴収する際に、該当する各種控除（障害者控除や配偶者控除）を受けることができます。その控除を受けるためには、扶養親族等申告書の提出が必要です。

老齢年金の受給額が65歳未

満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上となる方に対して、9月中旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されます。内容をご確認のうえ、提出期限までに必ず提出してください。

提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額などが多くなる場合もありますのでご注意ください。



詳細はこちら

ペットボトルは分別して出しましょう

問合先 生活環境課環境推進担当

ペットボトルは、きちんと分別することでリサイクルすることが出来ます。収集日を守り、正しく分別してごみ集積所に出しましょう。

分別の際の注意点

- ・中身を空にして水で洗い、きれいにしましょう。
- ・必ずキャップとラベルを取り外しましょう。
- ・取り外したキャップとラベルは「その他容器包装プラスチック」としてごみ集積所に出しましょう。



分別ルールが守られていないと収集することができず、ごみ集積所に取り残されてしまいます。

ペットボトルは正しく分別すると、クリアファイルや卵パックとして生まれ変わり、再利用されます。大切な資源として有効活用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

秋の全国交通安全運動を実施します

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

これからの季節は徐々に日が短くなり、夕暮れ時や夜間の事故が発生しやすくなります。青信号で横断歩道を渡っているとしても、完全に安全が確保されているわけではありません。急いでいるドライバーが急に右左折してくるかもしれない、信号無視の自動車とぶつかるかもしれない、とあらゆる危険を予測し、横断中も常に自分の目で安全確認を行ってください。危険の予測は大切ですが、それ以前に、交通ルールは誰もが守るべきものです。歩行中、自転車乗用中、自動車運転中、どんなときでも必ずルールを守り、交通安全を心がけましょう。

夕暮れ時や夜間の交通事故防止には、「反射材の着用」と「ハイビームの適正な使用」がとても有効です。歩行者は、明るい色の服を着る、反射材を身に付けるなどして、ドライバーから見やすい格好を心がけることが大切です。ドライバーは、前走車や対向車がないときなど状況を判断し、ハイビームとロービームをこまめに切り替えながら走



行してください。それぞれが少しの工夫をするだけで、交通事故発生リスクは大きく減少します。一人ひとりの心がけが、自分の命を守るだけでなく、誰かの命を守ることにもつながります。交通安全の輪を広げ、交通事故のないまちを目指しましょう。

実施期間
9月21日(水)～30日(金)

運動重点
交差点での事故撲滅・守ろう一時停止・

街頭指導
店舗利用者にチラシや啓発品を配布しながら、交通安全を呼びかけます。

日時 9月29日(木)11時～

場所 ベイシア鶴ヶ島店

一本松土地区画整理審議会委員 選挙人名簿を縦覧します

問合先 区画整理課事業担当

坂戸都市計画事業一本松土地区画整理審議会委員の任期満了(令和4年11月29日)に伴う審議会委員選挙を実施するため、土地区画整理法に基づく選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

審議会委員は、選挙人名簿に記載された選挙人(一本松土地区画整理事業地区内の土地所有者、借地権者または敷地権を有する人)による選挙によって選出します。

期 間 9月1日(木)～14日(水)8時30分～17時(期間中は土日曜日も実施)

場 所 区画整理課(市役所2階)

医療費の適正化にご協力ください

問合先 保険年金課保健事業担当

国民健康保険では年に6回、後期高齢者医療制度では年に3回、皆さんが医療機関を受診した医療費の額などを「医療費のお知らせ」として送付しています。

診療を受けた場合、医療機関へ支払われる医療費は、皆さんが負担した保険料(料)と国や県からの補助金などによってまかなわれています。

国民健康保険および後期高齢者医療制度をご理解いただき、被保険者の皆さん一人ひとりが健康管理を心がけ、同一の病気やけがで複数の医療機関にかかる「重複受診」や同じ月内に繰り返しかかる「頻回受診」を見直し、適正な保険診療などにご協力をお願いします。

また、軽い病気の症状緩和などにはOTC医薬品が活用できます。これは、薬局、ドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる医薬品です。いろいろな疾病や症状の改善に効果を発揮するOTC医薬品を上手に使い、医療費の抑制に努めていただくとともに自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」を実践してみませんか。

※ 「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除を申告する場合、医療費の明細書として使用できます。使用する方は適正な保管をお願いします。なお、「医療費のお知らせ」に記載された受診日数や医療費の額に相違がある場合はご連絡ください

貯水槽水道の管理をお願いします

問合先 生活環境課環境保全担当

マンションやビルのように市や水道事業体が供給する水道水をいったん受水槽に貯めた後に各住居や事務所などに供給する給水設備を、受水槽の有効容量に関わらず貯水槽水道と呼んでいます。

そのうち、受水槽の有効容量が10m³を超える物を簡易専用水道と呼び、水道法に規定された管理が義務付けられています。

また、受水槽の有効容量が10m³以下の物は小規模貯水槽水道と呼び、水道法の規制を受けていませんが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の適用を受けます。

受水槽を設置した方は、安全で衛生的な飲み水を確保するため、正しい管理を行い、定期的に検査を受けなければなりません。

なお、簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けるようにしてください。

受水槽・高置水槽について、清掃を1年以内ごとに1



※ 登録検査機関などは随時追加・変更されますので、最新情報をご確認ください



県HPはこちら

貯水槽清掃業者



厚生労働省HP
はこちら

回、行わなければならない。清掃には専門的な知識・技術が必要であることから、建築物衛生法に基づき埼玉県知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

法定検査実施機関(簡易専用水道)

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～9月10日から16日は自殺予防週間です～

問合先 障害者福祉課障害者支援担当

自殺は「個人の問題」とされがちです。実際は、病気やけが、失業や借金、介護や育児の負担、いじめや虐待、過労やストレスといった個人と社会の要因が絡み合い、「心理的に追い込まれた末の死」と言われています。

「死にたい」「生きたい」との気持ちの間で揺れ動き、不眠、体調不良、自殺をはめかす言動などのサイン（予兆）を発することが多いとされています。このSOSに身近な人が気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなげ、見守ることで、自殺は防ぐことができます。

この働きかける人を「ゲートキーパー（命の門番）」といいます。現代社会では誰もが心の健康を損なう可能性があります。自殺を特別なことにせず身近な問題として受けとめれば、一人ひとり大切な人の「ゲートキーパー」です。

■気づき・声かけ
元気がない、ため息が多い、食欲がない、眠れていないなど、身近な人のいつもと違う様子が気になったら、自分なりに声をかけてみます。

■耳を傾ける
しっかり相手と向き合い、言

自分をそのまま受けとめます。うなずくだけでも十分です。これまで苦しんできたことをねぎらうことで、相手は「自分は独りではなかった」と安心できます。激励や説教は禁物です。

■つなぐ
相談を受けた側は、一人で抱えず、内容によっては早めに病院や相談機関の専門家につなぎます。本人のプライバシーを守りながら、家族や上司・友人らの協力を求めます。

■見守る
世話を焼き過ぎず、少し気に留める程度で、いつもと変わらぬ態度で、温かく、長い目で見守ります。

ひとりで悩まず、相談してみませんか
心が弱ってしまったとき、あなたの話を聴き、支えになろうとしてくれる人はたくさんいます。「身近な人には話にくい」「専門の人と話したい」といったときには、市や県の相談窓口のほかに無料で利用できる電話相談やSNS相談もあります。あなたの心を救うたくさんの選択肢があることをどうか知っててください。

相談窓口		電話番号	こんなとき・こんな悩みに	受付時間
対面・電話	障害者福祉課障害者支援担当	☎271・1111	家族の様子が心配、どうしたらよい？専門の先生や病院は？福祉制度を利用したいなど（保健師、精神保健福祉士）	平日8時30分～17時15分
	こころの健康相談（市）	☎271・1111	ストレスから心身ともにすぐれない、お酒、ギャンブルがやめられない、誰とも会わずに家にばかりいる など（精神科専門医）	相談日／火曜日午前（月1回） 【要予約】 予約受付／平日8時30分～17時15分
	暮らしとこころの総合相談会（さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮5階）	☎048・782・4675	借金や失業、パワハラやいじめ、不眠や不安など生活や健康について（弁護士、司法書士、社会福祉士など）	原則木曜日15時～19時 予約受付／平日10時～17時
	県立精神保健福祉センター（伊奈町小室818-2）	☎048・723・6811	精神科の受診、不安や悩み、対人関係や性格、飲酒や薬物、ひきこもり、うつ病などについて（保健師、精神保健福祉士など）	平日9時～17時
	坂戸保健所（坂戸市石井2327-1）	☎283・7815		平日8時30分～17時15分
電話	厚生労働省「こころの健康相談統一ダイヤル」よりそいホットライン	☎0570・064・556 ☎0120・279・338	悩みがある・困っているとき、一人で抱えず、一緒に解決の手立てを探す窓口	24時間365日
	埼玉いのちの電話	☎048・645・4343	心がつらく助けを必要とする人のための相談窓口	
	24時間子どもSOSダイヤル	☎0120・0・78310	学校や家庭での悩みや困りごとについて子どもと保護者のための相談窓口（県教育委員会）	
	さいたまチャイルドライン	☎0120・99・7777	抱えた思いを話して楽になりたいなど、18歳までの子どものための相談窓口（ボランティア）	毎日16時～21時

事業名	QRコード	登録方法	対象	相談時間・相談期間
埼玉県SNS相談事業 こころのサポート@埼玉		LINE	県内に居住、通学、通勤などしている方	日曜日・月曜日21時～6時（5時30分受付終了） 相談期間／令和5年3月27日まで

LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口について厚生労働省のホームページで紹介しています



厚生労働省HP

女性の活躍を応援しています

問合先 女性センター ☎287・4755

今年6月の「女性版骨太の方針2022（女性活躍・男女共同参画の重点方針2022）」では、次の4つの考え方を基本とし、「第5次男女共同参画基本方針」を着実に実行するため、令和4年度および5年度に重点的に取り組むべき事項が定められています。

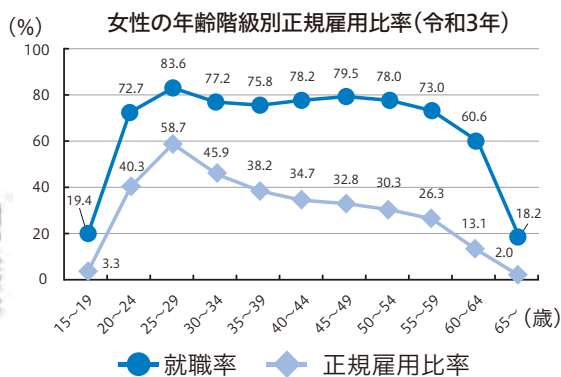
- I 女性の経済的自立
- II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- III 男性の家庭・地域社会における活躍
- IV 女性の登用目標達成

女性の働き方の傾向
女性の社会参加が進み、人びとの生き方が多様化している一方で、職場や家庭、地域では、性別による固定的な役割分担意識が残っています。

具体的には、「女性はこうあるべき、男性はこういうものだ」という無意識の思い込みや、女性は家事や子育てを担い、夫の収入に貢献するという内助の功を評価する考えなどがこれに当たります。

就業を継続する女性は以前より増えていますが、女性は正規雇用以外の形態で働く割合が高い傾向にあります。

このグラフは「令和4年版男女共同参画白書」から抜粋したものです。



男女ともに働きやすい職場を実現するためには、多様な働き方を通じた「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が必要です。

国ではその実現につながる法改正が行われ、順次施行されています。

改正女性活躍推進法

「女性活躍推進法」は、女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境の整備を目的に、国や

地方公共団体、民間事業主の女性活躍推進に関する責務を定めた法律です。

令和4年4月1日から、法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表の義務が、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に拡大されました。

改正育児・介護休業法

令和3年の「育児・介護休業法」の改正により、育児や介護などを理由とした離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた変更が加えられました。

令和4年4月1日から、有期雇用労働者の育児休業・介護休業の取得要件が緩和されました。また、10月1日からは、「出産時育児休業（産後パパ育休）」が創設されるほか、育児休業の分割取得が可能になります。

改正労働施策総合推進法

「労働施策総合推進法」は、労働者が能力を有効に発揮することができると社会的実現を目的として定められたもので、労働環境における様々な問題に対応した法律です。

令和2年に職場におけるパワーハラスメント防止措置が大企業に義務化され、令和4年4月

1日からは中小企業にも拡大されました。

関心が高まっています

近年、企業による人権尊重の必要性について国際的に関心が高まっています。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成では人権の保護が重要な要素と位置付けられており、企業は経済成長とともに、働きがいのある人間らしい雇用の促進が求められています。

また、今年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、非正規雇用労働者の待遇の改善やテレワークの推進にも言及しています。

労働環境の改善が進み、個人の置かれた状況に応じた働き方が選択できるようになれば、キャリアの継続や、より一層の能力の発揮が可能になり、結果として生産性向上につながることを期待されます。

